

健康で文化的な最低限度の生活

～生活保護行政の現場 から～



熊本市西区役所 保健福祉部保護課
吉弘 恵莉子

自己紹介

社会福祉士・精神保健福祉士

～経歴～

2019年 3月 熊本学園大学 社会福祉学部 第一部社会福祉学科 卒業

2019年 4月 熊本市役所へ社会福祉職として入庁
熊本市西区役所保護課へ配属(ケースワーカー)

2021年 4月 課内異動により総務班へ(医療・介護担当/歳入担当)

～組合活動～

熊本市役所職員組合 ユース部 常任委員
西区支部 特別執行役員



熊本市とは

- ・2012年4月1日に政令指定都市へ
- 人口 736,245人(2023年4月1日現在)
- 面積 約390Km²

有名な食べ物

馬刺し・いきなり団子・太平燕・熊本ラーメン etc...

観光名所

熊本城・水前寺公園





熊本市役所14階

熊本城に隣接する市役所14階には展望ロビーがあり、熊本城の全容を眺めることができます。石垣が大きく崩落し、1本の石組みだけで支えられている飯田丸五階櫓の復旧工事の様子も見ることができます。

DATA

所在地) 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL) 096-328-2111 (代表電話)

時間) 8:30~22:00、土曜・日曜・祝日9:00~22:00

休み) 年末年始



馬肉料理



太平燕



熊本ラーメン



辛子蓮根



ひともじのぐるぐる



だご汁



いきなり団子

熊本のグルメ | 熊本市観光ガイド (kumamoto-guide.jp)より

講義の流れ

1. 生活保護制度とは
2. データで見る生活保護の現状
3. 生活保護の現場で働く職員
4. 生活保護の現場の課題
5. 自治労としての取り組み



1. 生活保護制度とは

生活保護といわれて思い浮かぶものは・・・？

車を持っていたら受給できない？

お金をもらえる制度？

本当に働けないの？

不正受給が多い？

外国人でも貰える？

申請したら家族にも連絡がされる？



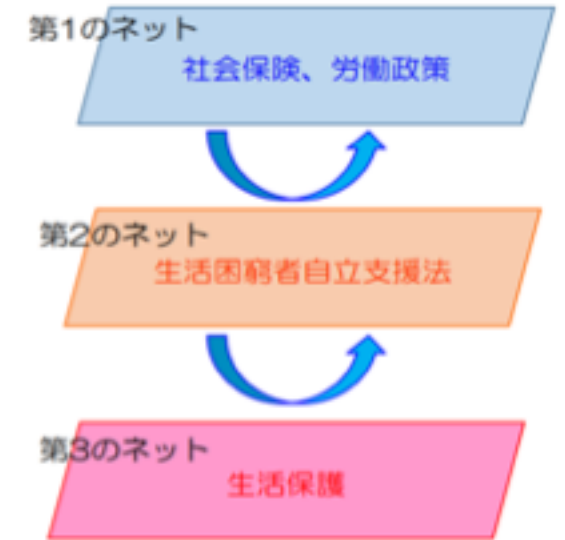
1. 生活保護制度とは

生活保護制度は・・・**最後のセーフティネット**

～制度の趣旨～

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長すること。

憲法第25条に定めている生存権を保障する社会保障制度



1. 生活保護制度とは

健康で文化的な最低限度の生活に必要な費用＝最低生活費

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	(1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

1. 生活保護制度とは

支給される保護費は・・・

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

※保護費(現金)は原則、月に1回支給される。

※その他、引っ越し費用など状況に応じて一時扶助が支給される。

1. 生活保護制度とは

実際の最低生活費っていくら？

【東京都23区に居住 / 20歳 / 一人暮らし / 健康】な人の場合

生活扶助 89,550円 + 住宅扶助 53,700円 = 143,250円

【熊本市に居住 / 20歳 / 一人暮らし / 健康】な人の場合

生活扶助 82,010円 + 住宅扶助 31,100円 = 113,110円

住んでいる地域や年齢、障害の有無等で最低生活費が変わる！



1. 生活保護制度とは



○ 仕事しない方が得？

→むしろ仕事した方が得！

就労による収入には基礎控除（保護費から差し引かない金額）が適用されるため手元に入る総額は増える。また収入を得るために掛かった費用（交通費など）も必要経費として控除される。

○ 働けるのに働かなかつたらどうなる？

→就労指導・支援を受けることになる。



働くことができるのであれば、その能力も活用しなければならない。

（補足性の原理）

1. 生活保護制度とは

○ 生活保護を受けるにはどうしたらいい？

→住んでいる自治体の担当課へ相談・申請を行う。

基本的には本人や扶養義務者等の申請に基づいて実施される。

(申請保護の原則)



○ 生活保護を受けられない人はいる？

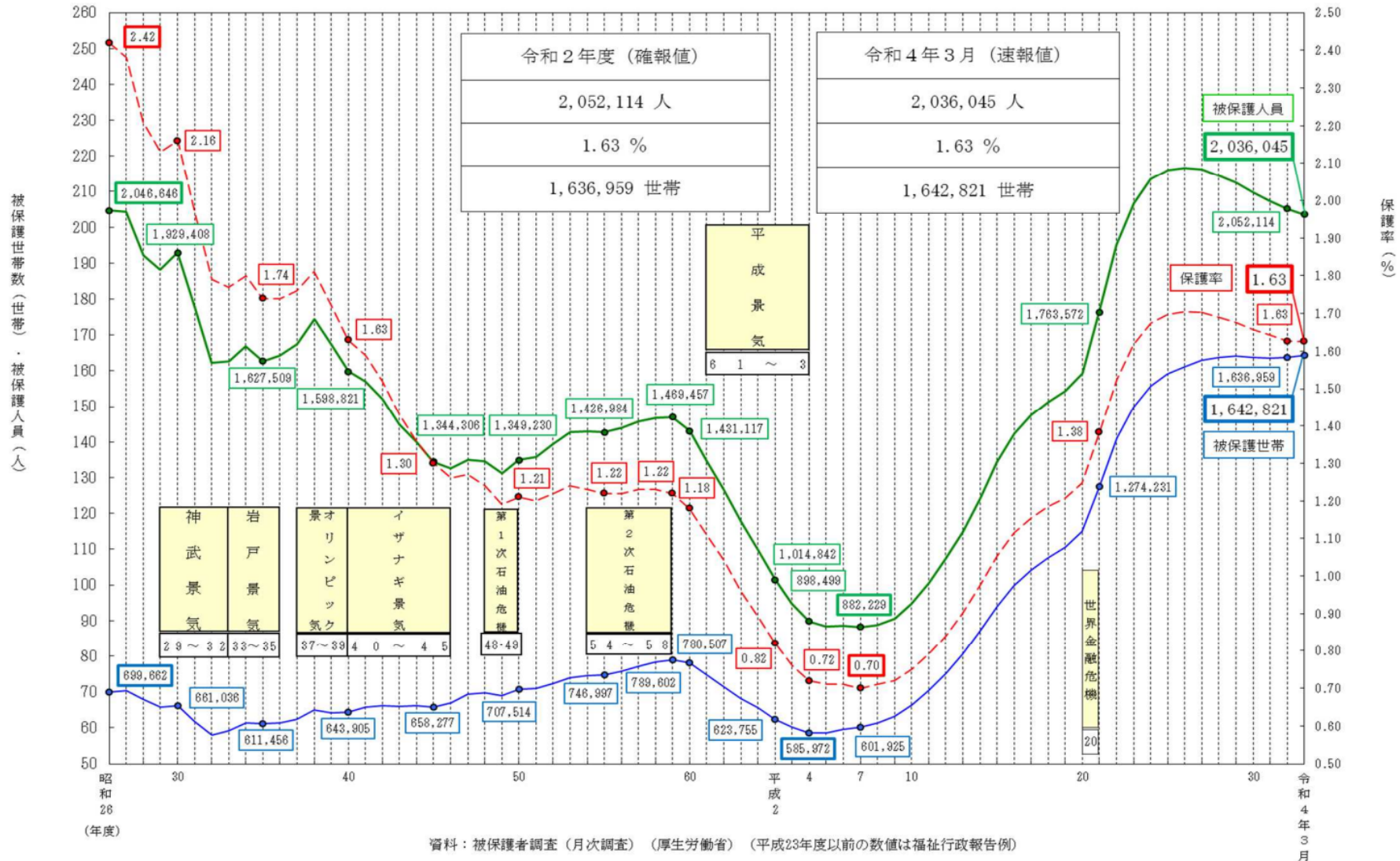
→生活保護法で定められた要件を満たしている人は受けることができる。

困窮した理由については問われない。**(無差別平等の原理)**

ただし暴力団関係者は受給できない。

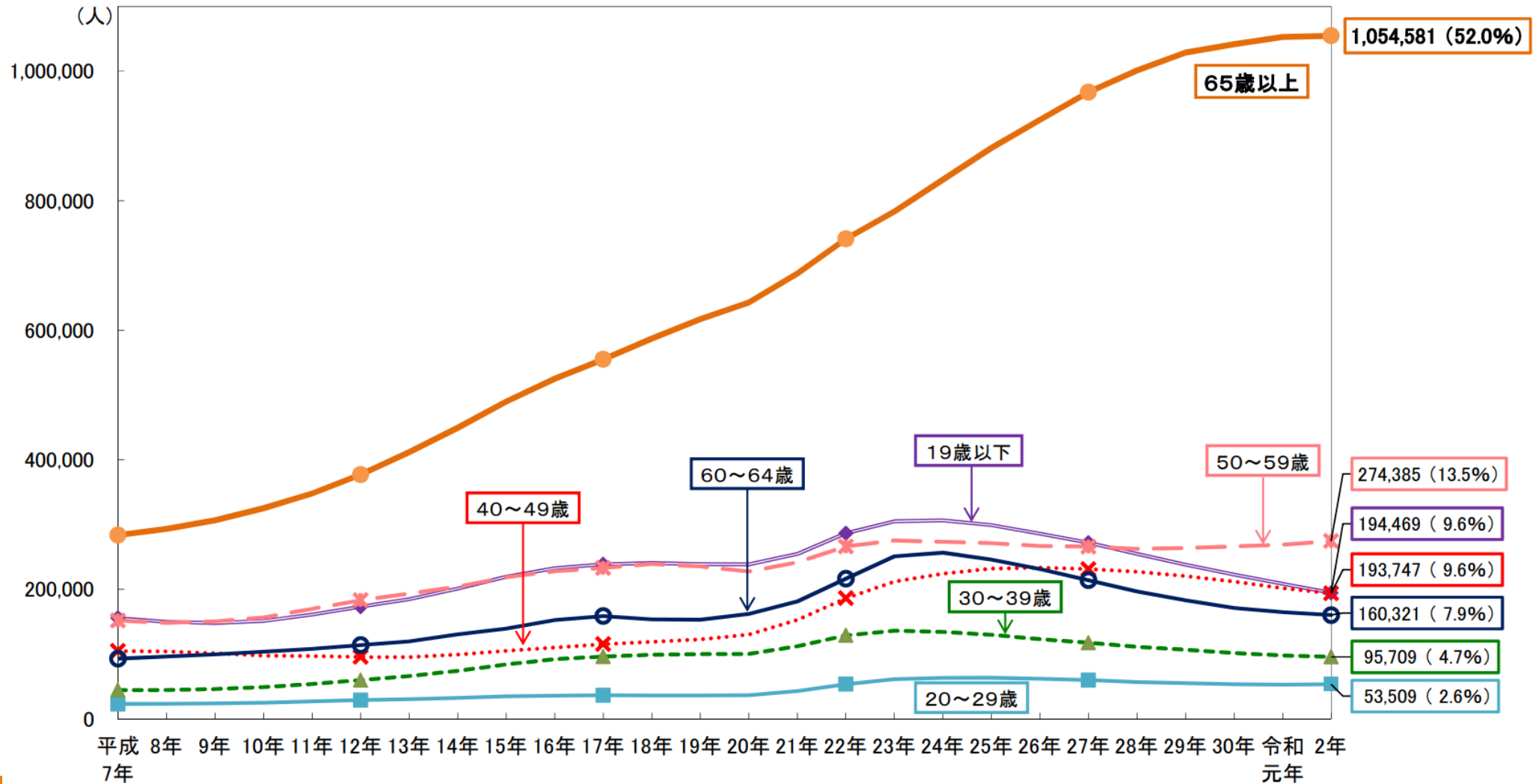
2. データで見る生活保護

○被保護世帯数・被保護人員数・保護率の推移



2. データで見る生活保護

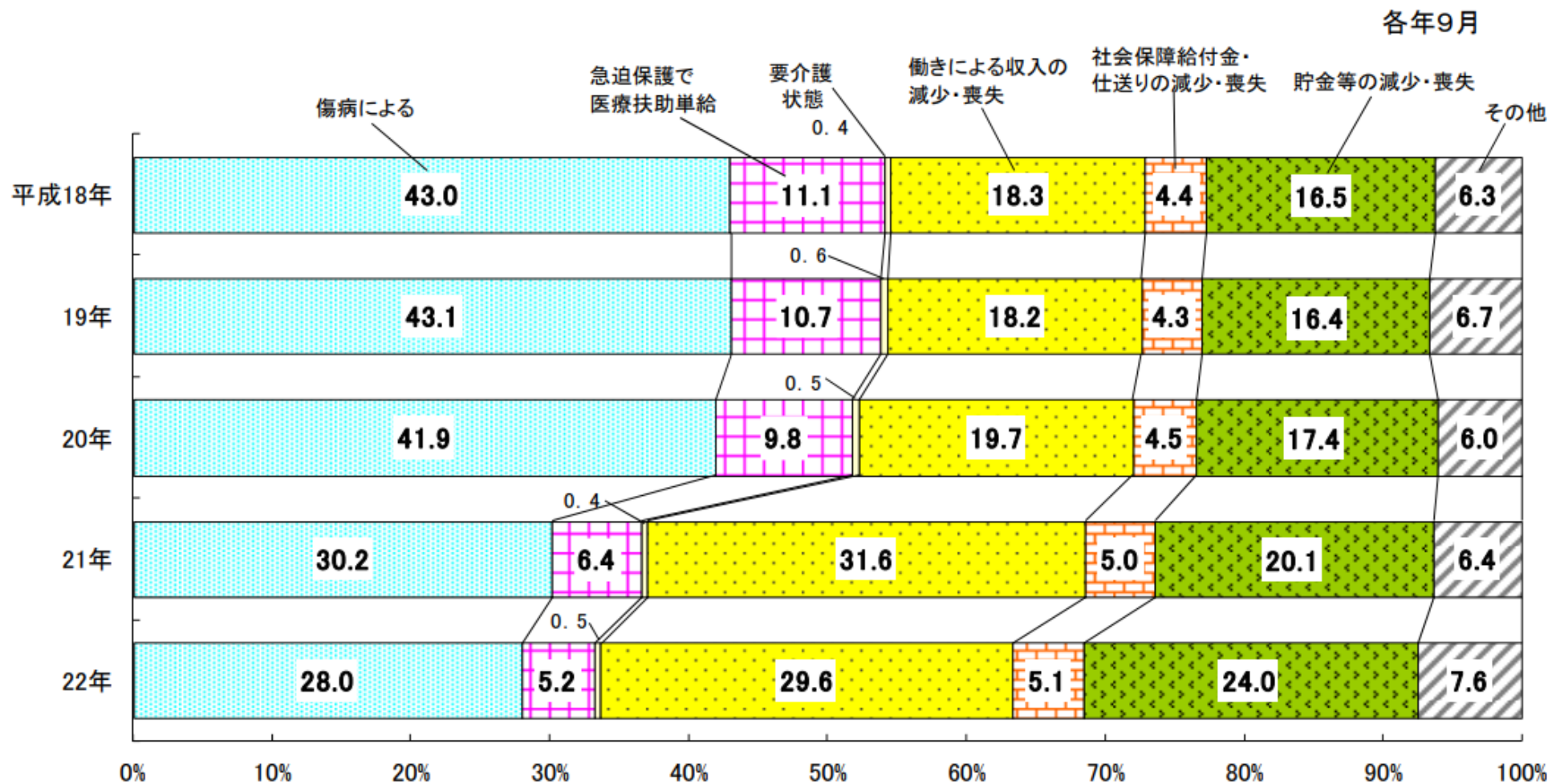
○年齢階層別の被保護人員数の推移



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）〔令和2年は速報値〕 ※各年7月調査日時点

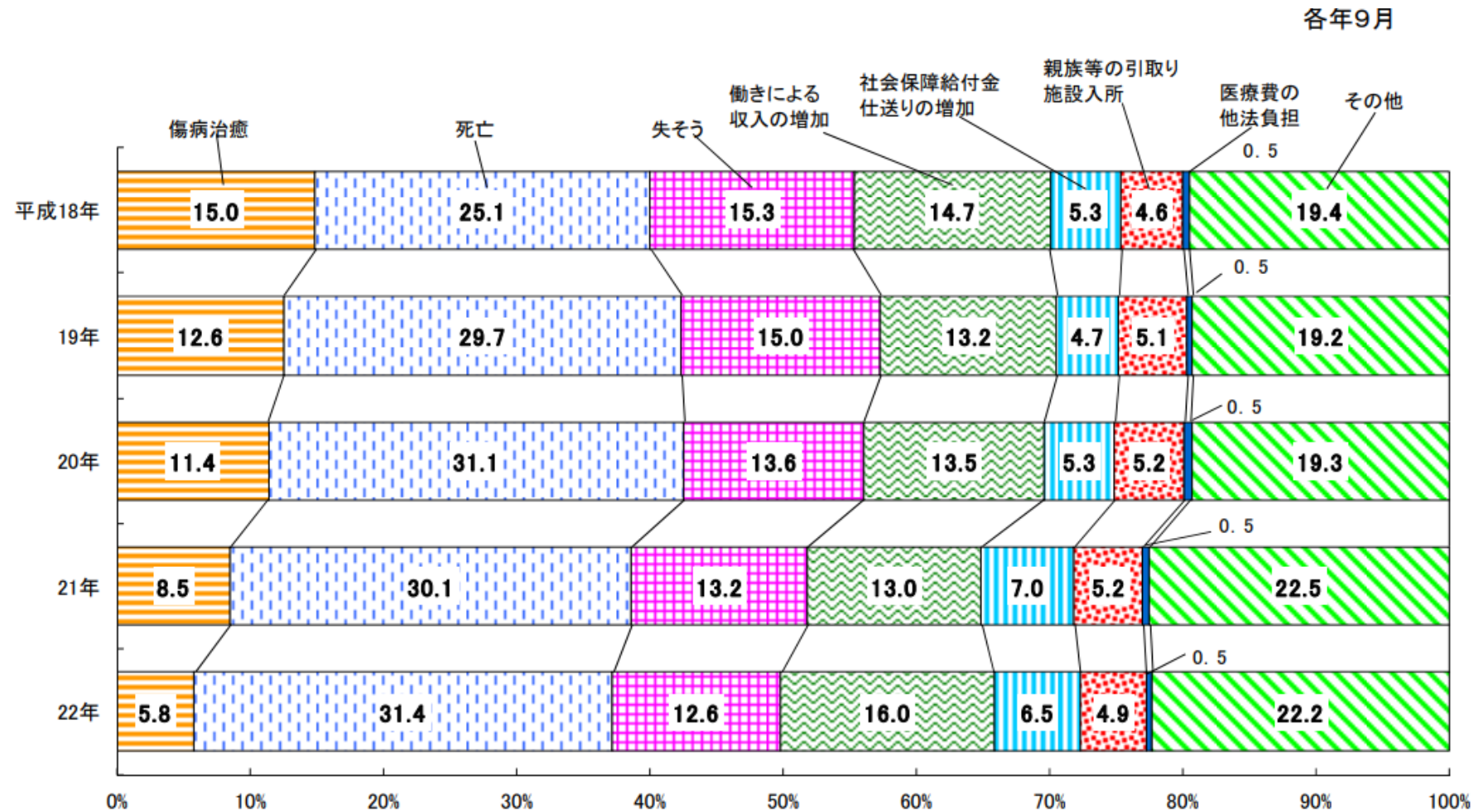
2. データで見る生活保護

○保護開始の主な理由別世帯数の構成割合



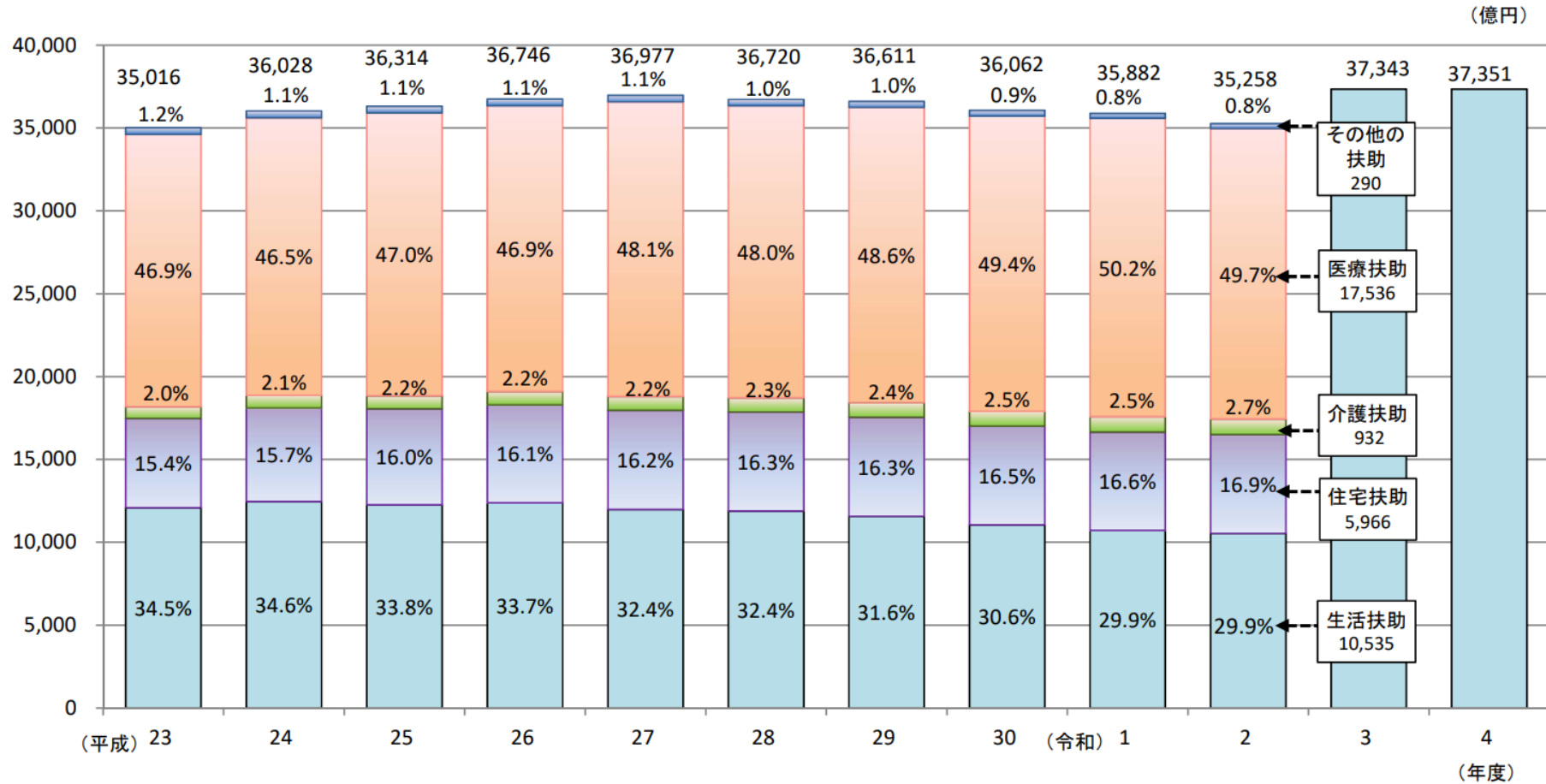
2. データで見る生活保護

○保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合



2. データで見る生活保護

○生活保護費負担金(事業ベース)実績額の推移



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和2年度までは実績額、令和3年度は補正後予算、令和4年度は当初予算
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

2. データで見る生活保護

○不正受給の状況 (社会保障審議会生活困窮者自立支援 及び生活保護部会(第18回) 資料3より抜粋)

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給	金 額	1件当たり の 金 額
	件 数		
	件	千円	千円
H23	35,568	17,312,999	487
H24	41,909	19,053,722	455
H25	43,230	18,690,333	432
H26	43,021	17,479,030	406
H27	43,938	16,994,082	387
H28	44,466	16,766,619	377
H29	39,960	15,530,019	389
H30	37,234	14,005,954	376
R1	32,392	12,960,895	400
R2	32,090	12,646,593	394

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	令和2年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	15,878	49.5
稼働収入の過小申告	3,551	11.1
各種年金等の無申告	5,678	17.7
保険金等の無申告	771	2.4
預貯金等の無申告	387	1.2
交通事故に係る収入の無申告	391	1.2
その他	5,434	16.9
計	32,090	100.0

(注1)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(注2)「その他」の主なものとして、資産収入の無申告、仕送り収入の無申告などがある。

3. 生活保護の現場で働く職員

○生活保護の現場で働く職員の種類

ケースワーカー（現業員）

生活保護受給者を個別で担当する職員。
各世帯からの相談を受けたり、扶助費の計算、訪問など行う。

スーパーバイザー（査察指導員）

ケースワーカーと取りまとめる職員。
ケースワーカーへ指導監督として専門的助言や指導訓練、業務管理等を行う。

面接相談員

生活保護を受給していない市民の相談を受ける職員。
病院や介護事業者などの関係機関からの相談も受けることが多い。

就労支援員

生活保護受給者への就労支援を行う職員。
仕事探しから面接のコツなど就労に係る助言を行う。



3. 生活保護の現場で働く職員

○生活保護の現場で働く職員の種類

不正受給防止推進員(警察OB)

警察勤務歴のある職員で指導に応じないケース等の対応を行う。
その他、警察との連携強化を図る。



事務系職員

経理や予算管理、債権管理など事務系の業務を担当。

嘱託医(医師)

医療意見書の審査や医学的な助言や判断を行う。



3. 生活保護の現場で働く職員

○生活保護の現場で働く職員の必須アイテム…生活保護手帳



生活保護制度は**法定受託事務**

※法定受託事務とは…

都道府県や市町村又は特別区が行う事務のうち、本来は国または都道府県が果たすべき役割に係るもの。

法定受託事務＝法令等に記載のないことはできない

生活保護手帳には業務を行うための
根拠法令や処理の基準、手順等が記載されている！

3. 生活保護の現場で働く職員

○生活保護制度の目標・・・「3つの自立」

「経済的自立」・・・生活するために必要な収入を得ること

「日常生活自立」・・・生活するために必要な家事や健康状態があること

「社会的自立」・・・社会の中で役割や関わるコミュニティがあること

これら3つの自立の状態になるように支援していく！



3. 生活保護の現場で働く職員

○ Aさん(53歳・男性)の場合

家庭訪問時、必ず家にいるAさん。部屋のなかは整理整頓され清潔を保つことができている。

Aさんはうつ病を患っている。また昨年、脳梗塞を発症し左半身に麻痺の後遺症があり、あまり外出をしなくなったと話す。友人もおらず家族や親戚とも疎遠なため一人で過ごす時間がほとんどである。

困っていることはないか？と尋ねると「生活費が足りず、買い物ができない」と話す。部屋のなかに高価なものはなく、ギャンブル等もしていなさそう・・・

生活費が足りない理由を尋ねると、麻痺のある体で外出するのが億劫に感じており引きこもり状態であるとの返答。また買い物や通院の際にはタクシーを利用しているため生活費が不足している様子

3. 生活保護の現場で働く職員

○Aさんの抱える問題と解決に向けた支援

1. 買い物や通院が困難になっている(日常生活自立の問題)

→障害福祉サービスによるヘルパーの導入、福祉タクシー券の利用

2. 生活費の不足(経済的自立の問題)

→通院移送費の支給の検討、支出内容の見直し

3. 人との交流がなく引きこもり状態であること(社会的自立の問題)

→障害福祉相談支援事業所の介入、外出の機会の増加

4. 生活保護の現場の状況と問題点

○慢性的な人員不足

厚生労働省が定めるケースワーカー1人の標準担当数は80世帯。
しかし自治体の職員数削減の動きや病気休暇取得の職員数も多く
実際に担当しているケース数は100世帯を超えていることも珍しくない

○ケースワーカーの配置状況

	①ケースワーカー数	②被保護世帯数	ケースワーカー1人当たり担当世帯数 (②/①)
平成23年4月	15,429人	1,456,855世帯	94.4世帯
令和3年4月	19,195人 (+3,766人)	1,638,787世帯 (+181,932世帯)	85.4世帯 (▲9.0世帯)

長期で休んでいる職員
も数えている！

※ 出典：地方公共団体定員管理調査及び被保護者調査(平成23年4月は福祉行政報告例)

※ 令和3年4月被保護世帯数は速報値

※(注)地方公共団体定員管理調査結果に基づく平成23年4月のケースワーカー数には、東日本大震災により一部未調査であった11市町村の数が含まれていないため、厳密にはこの数字よりも若干多い可能性がある。

4. 生活保護の現場の課題

○肥大化する事務処理

国からの照会への対応や不服審査・行政訴訟への対応で事務処理にかける時間が多くを占める。本来の役割である「自立助長に向けた支援」が後回しに・・・

○精神的負荷の高い業務

日々の業務のなかで生活保護受給者等とトラブルになることも多く、時には犯罪の被害者になることも・・・

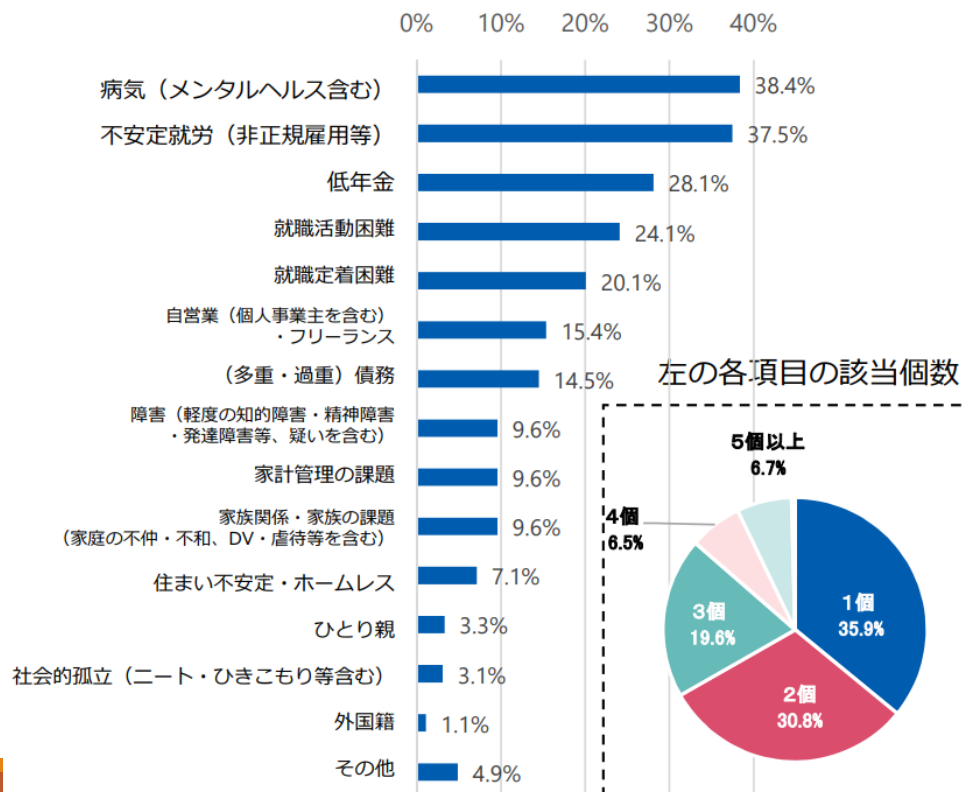


4. 生活保護の現場の課題

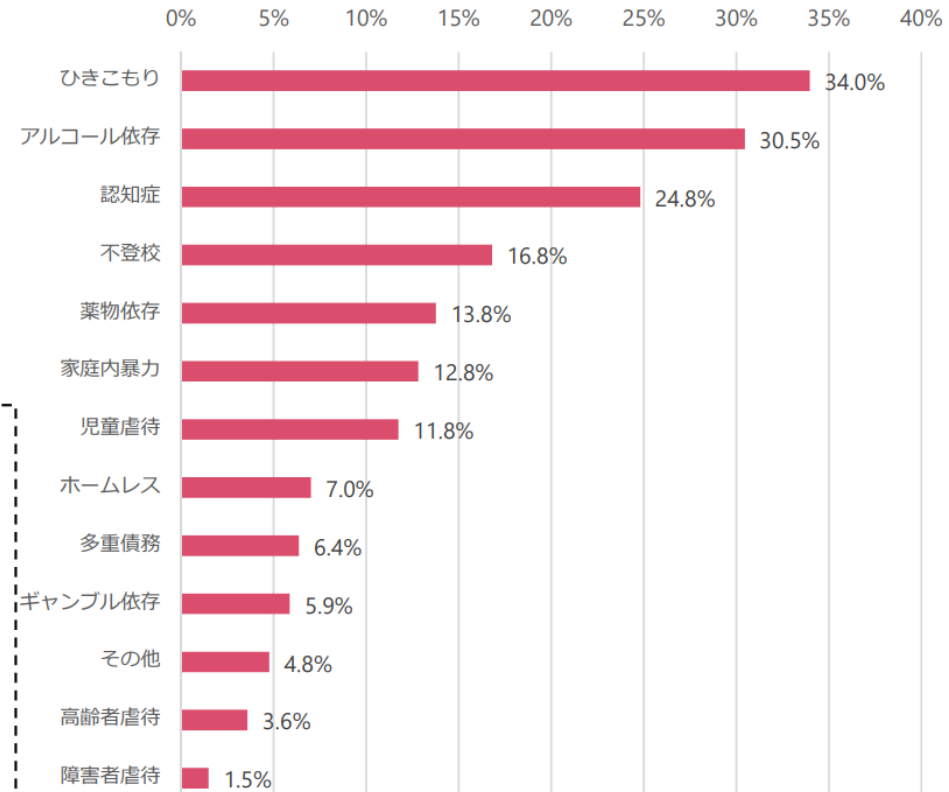
○各ケースが抱える問題の複雑化

障害や疾病、養育、介護など問題を複数抱えているケースが多く、より複雑化している。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースの特徴 (回答のあった448例について集計)



2. 担当経験があり、支援に困難さを感じたケースの割合



4. 生活保護の現場の課題

○ 捕捉率の低さ

日本の捕捉率は約20%と他国に比べて非常に低い。また生活保護制度そのものへのイメージの悪さから利用を控えるケースもある。

※捕捉率・・・生活保護の基準を下回る世帯で実際に生活保護を受けている世帯の割合

利用率・捕捉率の比較（2010年）

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万人	6503万人	6200万人	941万5570人
生活保護利用者数	199万8957人	793万5000人	372万人	574万4640人	42万2320人
利用率	1.6%	9.7%	5.7%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3~18%	64.6%	91.6%	47~90%	82%

（【あけび書房】「生活保護『改革』ここが焦点だ！」（生活保護問題対策全国会議【編】）より）

○ 医療費の増大

生活保護世帯は医療費の負担がない場合がほとんど。そのせいか不必要と思われるような通院・処方が多い。

5.自治労としての取り組み

○熊本市役所職員組合としての活動

賃金や休暇日数等の交渉

人員確保や職員の負担軽減に向けて人員交渉

→人員削減の方向性だった計画が増やす方向へ転換された。

職員同士の交流できるイベント等の開催

→顔の見える関係性を作ることにより仕事をしやすい環境へ！



5. 自治労としての取り組み

○自治労社会福祉評議会の設置

全国の自治体などの公共サービス職場の組合員で社会福祉の部門で働いている人を集めた組織。7種の分野(セーフティーネット・保育・介護・児童相談所・障害者労働・施設・社会福祉協議会)に分かれ、勉強会や交流会を定期的に行う。悩みを共有し、お互いの職場との取り組みを紹介、意見交換することで、より良い仕事をしていこうという取り組み。

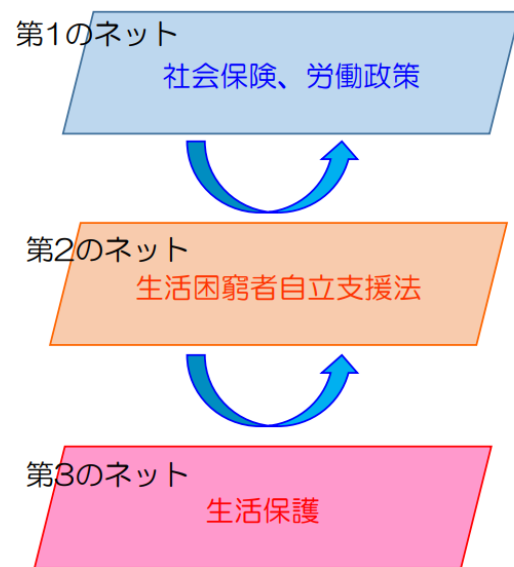


5. 自治労としての取り組み

○国への働きかけ

全国の職員から、生活保護になる前段階で対応する政策・施策が必要との声が上がったため、厚生労働省に対し第2のセーフティーネット創設を要求。

→生活困窮者自立支援法の設立につながった。(2015年4月1日施行)



- ・自立相談支援事業
- ・住宅確保給付金
- ・就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・学習支援事業

現場からの声を上げていくことが重要！

【参考文献】

- プロケースワーカー100の心得 福祉事務所・生活保護担当員の現場でしたたかに生き抜く法
柴田 純一 著/現代書館
- 生活保護実践講座 新保 美香 著/全国社会福祉協議会
- 健康で文化的な最低限度の生活 柏木 ハル子 著/小学館
- ソーシャルワーカーという仕事 宮本 節子 著/筑摩書房（ちくまプリマー新書）



ご清聴ありがとうございました。

